

寒冷地手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号。以下「規則」という。）別表において、寒冷地手当支給官署として指定されている関東地方整備局二瀬ダム管理所について、平成24年4月23日付け官署移転に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

規則別表埼玉県の項中「関東地方整備局二瀬ダム管理所」の所在地を「秩父市大滝三八七五の一」から「秩父市大滝三九三一の一」に改める。

※ 規則別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第3条第2項の規定により、人事院の勧告事項とされているが、単なる官署の廃止や名称の変更に伴う改正等については、官署の新規指定の場合と異なり、気象条件等の実質的判断を行うものではないことから、従来より勧告を要しないものとして処理しているところ。

本件についても、寒冷地手当支給官署の支給地域外への移転という実質的判断を伴わないものであることから、従来どおり勧告を要しないものとして処理するものとする。

3 施行期日

平成24年10月1日

注 本件は行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第5号に該当することから、同法第6章（意見公募手続等）の規定が適用されないものである。